

文教民生常任委員会 千葉県船橋市視察概要

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、人口 642,597 人、世帯数 305,486 世帯（共に令和元年 11 月 1 日現在）、面積は 85.62 平方キロメートルであり、都心や成田空港から近く、京葉港や JR 東日本の 3 路線のほか 6 つの私鉄が走っているなど、豊かな交通網を持っている。通勤・通学のしやすさから子育てに適しており、運動部活動の取り組みも盛んでなまちである。

船橋市近辺のいずれの市も似たような環境にあり、県内は小中学校の運動部活動の時間が全国平均と比較して長時間に及んでおり、生徒のバランスの取れた生活と成長の観点から運動部活動の在り方を見直す必要性が高まっている。このことを踏まえ、県は、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則って独自の「運動部活動の在り方に関する方針」を定めた。その後、船橋市も同庁や県の方針を基に、平成 30 年 12 月に「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成した。

当該ガイドラインでは、運動部活動の適切な運営のための体制整備や合理的かつ効果的・効率的な活動推進のための取り組みに関する指針が示されており、同市では、従前より運動部顧問業務が教師の負担になっていた点と、近年の教員の働き方改革が叫ばれている状況に鑑みて、令和元年度から、学校運動部活動へ外部から指導者を派遣する「運動部活動指導員事業」を始めた。船橋市では、平成 4 年度から開始している小中学校の運動部活動に外部指導者を派遣する「船橋市小中学校運動部活動指導者派遣事業」があり、両者の違いは以下のとおり。

	運動部活動指導者派遣事業 (小・中学校が対象)	運動部活動指導員事業 (中学校が対象)
始 期	平成 4 年度	令和元年度
任 用	市教育委員会から委嘱（市職員でない）	市職員（一般職の非常勤職員）
報 酬	1 回 3,500 円	時給 1,600 円 (通勤費、出張旅費等、実費分支給)
費用負担	市単費	国、県、市が 1 / 3 ずつ負担
保 険	市がスポーツ安全保険に加入	労災適用
指 導	単独では不可（顧問の教員が主）	単独で可
引 率	単独では不可（顧問の教員が主）	単独で可
派遣回数	年間 35 回以内	年間 35 週以内
指導時間	1 回 2 時間程度	週 6 時間以内

今年度から開始した指導員事業は、学校長が面接で選定した者を指導員として任用できる点、教員が付き添うことなく外部指導員単独で部活動の顧問業務にあたる点が可能である点、国、県の費用負担がある点、派遣回数が多い点などが指導者派遣事業と異なっている。学校サイドでは、教職員の働き方改革に繋がっている点、より専門性を有した指導者が専任してくれていることから保護者・生徒にも好評を得ている点から、従前の事業から当該事業に移行して欲しいとの意向を示している。

しかしながら、当該事業は、国、県で指導員派遣のパイが決められているため、指導員の確保に県内の他自治体と競争原理が働くことが課題としてあり、今後は国、県の動向を注視して、対応していくとのことである。

文教民生常任委員会 東京都文京区視察概要

文京区は、東京都 23 区の中心地近くに位置する、人口 225,745 人、世帯数 123,786 世帯（共に令和元年 11 月 1 日現在）、面積 11.29 平方キロメートルのまちである。

文京区教育センターの建て替えを機に、平成 27 年 4 月 1 日、同センター内に開設されたのが、文京区青少年プラザ「b-l a b（ビーラボ）」である。

ここは、文京区で初めての中学生及び高校生のための専用施設であり、学校でもなく自宅でもない第 3 の居場所（サードプレイス）として自主的な活動の場及び交流の場を提供することにより、青少年の自立性及び社会性を育むための施設となっている。

「中高生の秘密基地」をコンセプトに、友達とおしゃべりをしたり自習などをしたりできる「談話スペース」、料理や工作ができる「多目的スペース」、ダンスや演劇などの練習や発表ができる「ホール」、完全防音でバンド練習に必要な楽器・機材を全て揃える「音楽スタジオ」、バスケットボールや様々なスポーツができる屋外の「プレイヤード」など、中高生がやってみたいことを何でも挑戦できる環境が整えられている。

b-l a b の名称は、中高生に親しんで利用してもらうため、区内在住・在校の中高生を対象にした公募により決定したものである。B u n k y o l a b o r a t o r y（研究室・実験室）の略称で、中高生自らが主役となる未来をつくれるようにとの願いが込められている。

開設までの経緯は以下のとおりである。

平成 21 年 10 月	「福祉センター及び教育センター建て替え検討委員会」設置 →青少年の居場所について課題とされてきたことから、「（仮称）青少年プラザ」設置についても検討。
平成 22 年 4 月	「教育センター等建物基本プラン検討委員会」設置 →委員会において「青少年プラザ部会」を開催し設置検討を推進。
平成 23 年 3 月	「教育センター等建物基本プラン検討」策定 →福祉センター療育部門と青少年プラザの併設を決定。
平成 25 年 12 月	文京区青少年プラザ条例を制定
平成 26 年 4 月	中学校、高校でオープン前イベントを年間開催し、開設を周知
平成 27 年 4 月	青少年プラザ開設

開館日時は、通年（年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）、開館時間は午前 9 時から午後 9 時まで（中学生の利用は午後 8 時まで）となっている。

運営者は、3 年ごとにプロポーザル方式により選定されており、認定特定非営利法人カタリバが、委託契約に基づき開館当初から運営を担っている（現委託期間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）。

本施設は、区の東端に位置しアクセスが良好とは言えないため、区の中心部に同様の施設の増設を求める声も上がっているとのことである。

中高生の専用の居場所として開設され 5 年目を迎えたが、初めての試みであるため、試行錯誤をしながらより良い運営を進めているとのことである。